

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第22号

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

秋田市森林等の火入れに関する条例（昭和59年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「風勢等」を「、風勢等」に、「とき」を「場合」に、「又は強風注意報、異常乾燥注意報もしくは」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合又は」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。